

IV 建築士会連合会・災害対策本部等設置基準

1 設置基準

日本建築士会連合会災害対策本部（以下、「災対本部」という。）については、国における災害対策本部の設置状況を踏まえながら、以下の基準に基づき本部長である連合会会長が必要と認める場合に設置する。

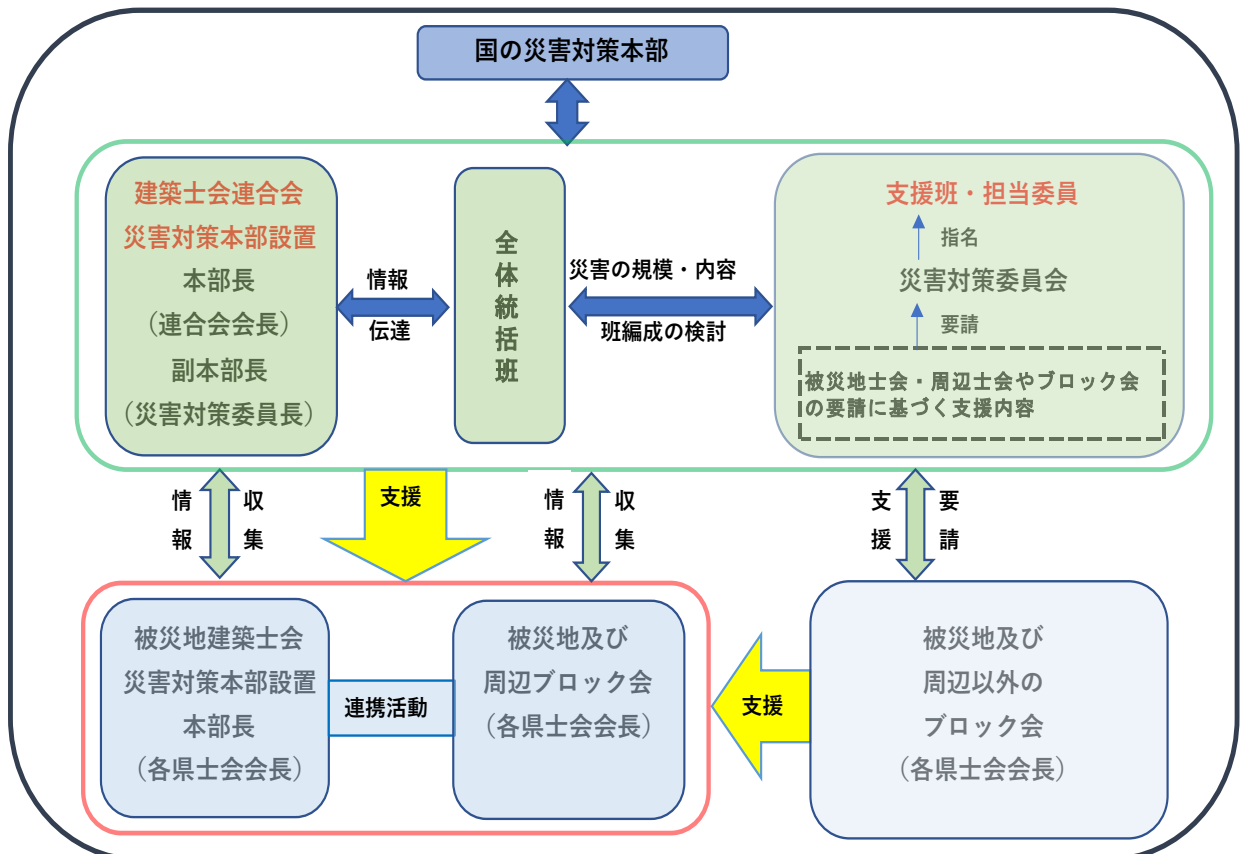
また、災害復旧支援が概ね完了したとき又は被害状況が限定的であるなど、通常業務で対応可能な状況である場合は、本部長の判断により、災対本部等を廃止する。

区分	設置基準
地震・津波	<p>○国内に震度6強以上の地震が発生したときや、国内沿岸に大津波警報が発表されたとき、以下のような被害が発生している状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家又は人的被害が発生し、応急対策が必要である。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要である。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要である。
風水害	<p>○特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪）が発表されたとき、以下のような被害が発生している状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家又は人的被害が発生し、応急対策が必要である。 ・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要である。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要である。
大事故等	・大規模火災等で被害が大規模なとき。

なお、上記にかかわらず、震度6弱以下の地震発生など、連合会における災対本部の設置基準に該当しない場合についても、被害状況の把握や国土交通省との連絡調整を行うなど、状況に応じ迅速かつ円滑に災対本部が設置されるよう対応する。

2 組織体制

災害対策本部等の組織体制は、次のとおりとする。



- ・連合会災対本部本部長は、連合会会長とし、その補佐としての副本部長は、災害対策委員長とする。
- ・全体統括班は、本部長、副本部長、専務理事、常務理事の4名で構成する。

3 所掌事務

本部等における所掌事務については、次のとおりとする。

(1) 建築士会連合会・災害対策本部

班名	所掌事務
全体統括班	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部等の設置、及び廃止を決定する。・災害対策本部全体の運営及び各支援班に対する指示を行う。・被災地建築士会に対する指示及び連絡調整を行う。・国土交通省との連絡調整、及びHP等での活動広報、マスコミ対応を行う。
災害対策委員会	<ul style="list-style-type: none">・被災地及び周辺建築士会・ブロック会の要請に基づく支援内容の調整を行う。・支援内容によって、全体統括班と協議の上、必要とされる支援班を設置する。・委員長は、全体統括班と協議の上、支援班の担当委員を指名する。